二　期日
1　前号1の事案　平成二十一年十一月十一日　午後二時三十分から
2　前号2の事案　平成二十一年十一月十二日　午後二時から
3　前号3の事案　平成二十一年十一月十三日　午後二時三十分から
4　前号4の事案　平成二十一年十一月十六日　午後二時から
5　前号5の事案　平成二十一年十一月十六日　前号4の事案終了後
6　前号6の事案　平成二十一年十一月十七日　午後二時三十分から
7　前号7の事案　平成二十一年十一月十八日　午後二時三十分から
8　前号8の事案　平成二十一年十一月二十日　午後二時三十分から
9　前号9の事案　平成二十一年十一月二十四日　午後二時三十分から

三　場所
1　第一号1の事案　本庄市中央公民館（埼玉県本庄市北堀千四百二十二番地）
2　第一号2の事案　ながおか市民センター（新潟県長岡市大手通二丁目二番地六）
3　第一号3の事案　新潟市巻地区公民館（新潟県新潟市西蒲区巻甲六百三十五番地）
4　第一号4及び第一号5の事案　山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（山梨県甲府市大津町二千百九十二番地八号）
5　第一号6の事案　飯田市地域交流センター（長野県飯田市本町一丁目十五番地）
6　第一号7の事案　諏訪市文化センター（長野県諏訪市湖岸通り五丁目十二番十八号）
7　第一号8の事案　足利市生涯学習センター（栃木県足利市相生町一番地一）
8　第一号9の事案　伊勢崎市役所（群馬県伊勢崎市今泉町二丁目四百十番地）

四　事案の要旨
1　第一号1の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　第一号2の事案　越路地区、三島地区・与板地区及び栃尾地区における一般ガス供給約款の変更（譲渡譲受に伴う不利益条項の追加）
3　第一号3の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
4　第一号4の事案　一般ガス供給約款の設定
5　第一号5の事案　特定ガス供給約款の設定（供給地点及びその数（雇用・能力開発機構上町宿舎　山梨県甲府市上町千二百四十八番地　百二十一地点））
6　第一号6の事案　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
7　第一号7の事案　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了、原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
8　第一号8の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
9　第一号9の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
10　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号1の事案については本庄ガス株式会社（埼玉県本庄市銀座三丁目四番二十一号）、第一号2の事案については北陸瓦斯株式会社の本社（新潟県新潟市中央区東大通一丁目二番二十三号）及び長岡支社（新潟県長岡市西神田町二丁目一番地二）、第一号3の事案については蒲原瓦斯株式会社（新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百十一番地）、第一号4の事案及び第一号5の事案については東京ガス山梨株式会社（山梨県甲府市北口三丁目一番十二号）、第一号6の事案については信州ガス株式会社（長野県飯田市箕瀬町三丁目二千七百番地）、第一号7の事案については諏訪瓦斯株式会社（長野県諏訪市小和田南十七番五号）、第一号8の事案については足利ガス株式会社（栃木県足利市伊勢町四丁目六番地）、第一号9の事案については伊勢崎ガス株式会社（群馬県伊勢崎市日乃出町百八番地）において閲覧に供する。

五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については平成二十一年十月二十七日までに、第一号2の事案については平成二十一年十月二十八日までに、第一号3の事案については平成二十一年十月二十九日までに、第一号4及び第一号5の事案については平成二十一年十一月二日までに、第一号6の事案については平成二十一年十一月二日までに、第一号7の事案については平成二十一年十一月四日までに、第一号8の事案については平成二十一年十一月五日までに、第一号9の事案については平成二十一年十一月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については平成二十一年十月二十七日までに、第一号2の事案については平成二十一年十月二十八日までに、第一号3の事案については平成二十一年十月二十九日までに、第一号4及び第一号5の事案については平成二十一年十一月二日までに、第一号6の事案については平成二十一年十一月二日までに、第一号7の事案については平成二十一年十一月四日までに、第一号8の事案については平成二十一年十一月五日までに、第一号9の事案については平成二十一年十一月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所　（電話番号）
職　業

○○ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（○○地区）の変更（一般ガス供給約款の設定、特定ガス供給約款の設定）の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限りＡ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月十六日（金）
○一般案件（抜粋）
一、緊急雇用対策本部の設置について（決定）（内閣官房）
一、平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しについて（決定）（財務省）